

ご本人・ご家族等の健康保険の資格取得時における“住民票”の提出に関する変更点のお知らせ

「健保ニュース『ご家族等の健康保険加入時における“住民票提出義務化”に関するお知らせ』（2023年11月20日発信）」にてお知らせの通り、ご家族等の健康保険の資格取得時（保険証の新規取得）には現在、「住民票（原本）」をご提出いただいています。

今般、政府のマイナンバーカードと健康保険証（マイナ保険証）の一本化に向けた体制整備に伴い、2024年5月1日以降、ご本人も含めて、原則として「**個人番号（マイナンバー）を記載した住民票（原本）**」をご提出いただくことに変更となりましたので、お知らせします。何卒、ご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

1. ご本人・ご家族等の健康保険の資格取得時に提出頂く住民票の変更内容

変更前	変更後
住民票（原本）	個人番号記載の住民票（原本） ※1

※1 住民票に個人番号が記載されていない場合は、「**個人番号が記載された書類（マイナンバーカード・通知カード等）のコピー**」と「住民票（原本）」をあわせてご提出いただくことで、「個人番号記載の住民票」の提出は不要です。

<参考> 市役所等で住民票を申請する際の内容

申請書類		追加項目			
住民票の写し ※2		世帯／続柄	本籍／住所コード	個人番号	
				変更前	変更後
入社時	ご本人のみ資格取得	不要	不要	任意	必要
	ご本人とご家族を同時に資格取得	必要 ※3			
入社後	ご家族の資格取得				

※2 住民票の写しを「住民票（原本）」として、ご提出ください（コピー不可）。

※3 世帯・続柄は、資格取得を申請するご家族がご本人と同居の場合、ご家族とご本人を記載した住民票をご提出ください。なお、資格取得を申請するご家族がご本人の住民票住所と異なる場合や世帯が別の場合、ご本人の住民票とご家族の住民票をそれぞれご提出ください。

2. 実施日

2024年5月1日以降、実施。

以上

<お知らせ>

- ◇ 健康保険証は2024年12月2日に廃止します。
- ◇ 医療機関を受診する際は「マイナ保険証」をご利用ください。
- ◇ マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーカードの取得と保険証の利用登録をお願いします。

